

**静岡県告示第316号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和2年4月10日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除に係る保安林の所在場所

浜松市浜北区尾野字東ノ谷池上2597の7（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、西部農林事務所及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）